(単位·百万円)

令和 4 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】(令和 4 年度分)

1 令和4年度 国予算案(国土交通省関係)

- 〇 国土交通省公共事業関係費(国費) 5兆2,480億円
 - ・施策の柱
 - ①国民の安全・安心の確保
 - ②社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大
 - ③豊かで活力ある地方づくりと分散型の国づくり
 - ・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(R3~R7、総額15兆円)」 を計画的に実施。

2 令和4年度 県予算案(土木部関係)

- 土木部関係予算案 ··· 1, 339億1, 500万円(対前年度△7.3%)
- 〇 土木部公共事業費 (特別会計、企業会計含む)

<u> </u>	小明五八爭未	良 (19)加五미、亚	(.	辛匹 . 日7711/	
	区 分	R 3	R 4	増減	増減率
国補公共		71, 535	63, 161	△ 8,374	△ 11.7%
	国補事業	52, 290	47, 396	△ 4,894	△ 9.4%
	直轄事業	19, 245	15, 765	△ 3, 480	△ 18.1%
県単公共		23, 700	23, 730	30	0.1%
当初予算額合計		95, 235	86, 891	△ 8, 344	Δ 8.8%

<主要事業>

- 〇治水直轄事業 (那珂川・久慈川の集中的な改修)
- 〇防災・減災対策事業 (河川の護岸修繕や土砂撤去、急傾斜地崩壊防止等)
- 〇長寿命化対策事業(道路や橋梁、下水道管渠の補修) 等

資料 5

令和4年第1回定例会 土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和4年度関係)

令和4年3月15日

土 木 部

【予 算】第4号	号議案、第 16 号議案、第 22 号議案、第 23 号議案	
〇令和4年度予	予算課別一覧(当初予算) ・・・・・・・・・・・・・	3
〇令和4年度公	公共事業費一覧(当初予算) ・・・・・・・・・・・・・	4
〇令和4年度債	賃務負担行為一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
〇令和4年度地	也方債一覧(当初予算) ・・・・・・・・・・・・・・・	8
【条例・その他譲	§案 】	
○第39号議案	茨城県都市公園条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・	9
○第 42 号議案	霞ケ浦常南、霞ケ浦湖北、霞ケ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さし	ま、
	鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用	
	に係る関係市町村の負担額について ・・・・・・・・・	1 2

令和4年度予算 課別一覧(当初予算)

(一般会計) 土 木 部

第4号議案 令和4年度茨城県一般会計予算

(単位:千円)

区分		当 初 予 算 額		増減率
	3年度	4年度	増減額	
	Α	В	C=B-A	C/A
監 理 課	2,910,241	3,128,020	217,779	+ 7.5%
用地課	56,921	63,311	6,390	+ 11.2%
検査指導課	38,539	41,003	2,464	+ 6.4%
道路建設課	33,520,962	29,934,663	△ 3,586,299	△ 10.7%
道路維持課	29,445,676	29,220,904	△ 224,772	△ 0.8%
河川課	24,157,123	20,171,002	△ 3,986,121	△ 16.5%
港湾課	4,854,454	3,838,997	△ 1,015,457	△ 20.9%
営 繕 課	236,085	237,763	1,678	+ 0.7%
都市計画課	109,431	109,781	350	+ 0.3%
都市整備課	2,494,459	2,486,182	△ 8,277	△ 0.3%
下水道課	2,857,218	2,694,979	△ 162,239	△ 5.7%
建築指導課	307,774	329,069	21,295	+ 6.9%
住 宅 課	3,932,366	4,066,997	134,631	+ 3.4%
一般会計 計	104,921,249	96,322,671	△ 8,598,578	△ 8.2%

(特別会計)

第16号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計予算

港湾事業	10,973,395	8,719,248	△ 2,254,147	△ 20.5%
特別会計計	10,973,395	8,719,248	△ 2,254,147	△ 20.5%

(企業会計)

第22号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

第23号議案 令和4年度茨城県流域下水道事業会計予算

鹿島臨海都市計画下水道事業	4,789,393	5,590,487	801,094	+ 16.7%
流域下水道事業	23,736,145	23,282,741	△ 453,404	△ 1.9%
企業会計 計	28,525,538	28,873,228	347,690	+ 1.2%

土木部計	144,420,182	133,915,147	△ 10,505,035	△ 7.3%
------	-------------	-------------	--------------	--------

令和4年度予算 公共事業費一覧(当初予算)

土木部

(一般会計) (単位:千円)

• ••	安安計)					(単位:十円)
				当 初 予 算 額		増減率
	区	分	3年度	4年度	増減額	
			Α	В	C=B-A	C/A
		補助	27,282,094	23,724,653	△ 3,557,441	△ 13.09
道	道路建設課	県 単	4,825,510	4,819,710	△ 5,800	△ 0.19
		計	32,107,604	28,544,363	△ 3,563,241	Δ 11.19
		補 助	8,585,661	9,010,017	424,356	+ 4.9
路		直轄負担金	8,783,000	8,308,000	△ 475,000	△ 5.4°
	道路維持課	国補計 ※	17,368,661	17,318,017	△ 50,644	△ 0.39
		県 単	11,184,217	11,177,217	△ 7,000	△ 0.1
事		計	28,552,878	28,495,234	△ 57,644	△ 0.2
		補 助	35,867,755	32,734,670	△ 3,133,085	△ 8.7
		直轄負担金	8,783,000	8,308,000	△ 475,000	△ 5.4
業	計	国補計 ※	44,650,755	41,042,670	△ 3,608,085	△ 8.1
		県 単	16,009,727	15,996,927	△ 12,800	Δ 0.19
		計	60,660,482	57,039,597	△ 3,620,885	△ 6.09
可川	事業	補助	8,314,085	6,743,887	△ 1,570,198	△ 18.9
		直轄負担金	8,796,278	6,327,797	△ 2,468,481	△ 28.1
	河 川 課	国補計 ※	17,110,363	13,071,684	△ 4,038,679	△ 23.6
		県 単	6,032,830	6,023,530	△ 9,300	△ 0.2
		計	23,143,193	19,095,214	△ 4,047,979	△ 17.5
巷湾	事業	補 助	849,438	547,377	△ 302,061	△ 35.6
		直轄負担金	1,476,000	940,500	△ 535,500	△ 36.3
	港湾課	国補計 ※	2,325,438	1,487,877	△ 837,561	△ 36.0
		県 単	374,051	374,051		+ 0.09
		計	2,699,489	1,861,928	△ 837,561	△ 31.0
	±n ± = 1 ====	補 助	5,675	5,675	-	+ 0.0
	都市計画課	計	5,675	5,675		+ 0.0
都		補助	825,262	689,871	△ 135,391	△ 16.4 ^t
		直轄負担金	188,987	188,987	-	+ 0.0
市	都市整備課	国補計 ※	1,014,249	878,858	△ 135,391	△ 13.3
計		県 単	1,229,274	1,281,374	52,100	+ 4.2
画		計	2,243,523	2,160,232	△ 83,291	△ 3.7
		補助	830,937	695,546	△ 135,391	Δ 16.3
事		直轄負担金	188,987	188,987	<u> </u>	+ 0.0
業	計	国補計 ※	1,019,924	884,533	△ 135,391	△ 13.3
		県 単	1,229,274	1,281,374	52,100	+ 4.2
		計	2,249,198	2,165,907	△ 83,291	△ 3.7
下水		補助	861,887	891,887	30,000	+ 3.5
•	下水道課	県 単	23,700	23,700	-	+ 0.0
		計	885,587	915,587	30,000	+ 3.4
住宅事業 補助		1,430,462	1,595,146	164,684	+ 11.5	
		計	1,430,462	1,595,146	164,684	+ 11.5
	- ***	補助	48,154,564	43,208,513	△ 4,946,051	△ 10.3
		直轄負担金	19,244,265	15,765,284	△ 3,478,981	△ 18.1
	一般会計計	国補計 ※	67,398,829	58,973,797	△ 8,425,032	△ 12.5
	75A AH HI	県 単	23,669,582	23,699,582	30,000	+ 0.1
		計	91,068,411	82,673,379	△ 8,395,032	→ 0.1 △ 9.2
		引		02,073,379	△ 0,385,032	△ 9.Z

^{※「}国補」は、「補助」及び「直轄負担金」で構成。

令和4年度予算 公共事業費一覧(当初予算)

(企業会計)

			当 初 予 算 額				
区经	}	3年度	4年度	増減額			
		Α	В	C=B-A	C/A		
流域下水道事業	補助	4,135,568	4,186,925	51,357	+ 1.2%		
下水道課	県 単	30,931	30,931	-	+ 0.0%		
	計	4,166,499	4,217,856	51,357	+ 1.2%		
	補 助	4,135,568	4,186,925	51,357	+ 1.2%		
企業会計 計	県 単	30,931	30,931	_	+ 0.0%		
	計	4,166,499	4,217,856	51,357	+ 1.2%		

	補助	52,290,132	47,395,438	△ 4,894,694	△ 9.4%
	直轄負担金	19,244,265	15,765,284	△ 3,478,981	△ 18.1%
土木部計	国補計※	71,534,397	63,160,722	△ 8,373,675	△ 11.7%
	県 単	23,700,513	23,730,513	30,000	+ 0.1%
	計	95,234,910	86,891,235	△ 8,343,675	△ 8.8%

^{※「}国補」は、「補助」及び「直轄負担金」で構成。

令和4年度債務負担行為一覧

土 木 部

第4号議案 令和4年度茨城県一般会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項		事 業 内 容	期間	限度額	担当課
緊急整備支援事	道路事約	石岡市道B3760号線、石岡市上曽地内及び 桜川市道M2753号線、桜川市真壁町山尾地 内の上曽トンネル(仮称)の合併市町村 幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を 締結する。	令和5年度	1,800,000千円	道路建設課
地 方 道 路 整工 事 請 負 契	整備 約	一般県道谷井田稲戸井停車場線、取手市市之代地内の稲豊橋外3箇所の橋梁耐震に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	500,000千円	道路維持課
国補河川改工事請負契	7 公	一級河川相野谷川、取手市桑原地先の国 道6号橋梁外6箇所の橋梁工事等に係る 工事請負契約を締結する。	令和5年度	900,000千円	河川課
県営住宅建工事請負契		桜川西アパートの建設に係る工事請負契 約を締結する。	令和5年度	385,000千円	住宅課

【費用負担契約に関するもの】

		事	項		事 業 内 容		期	間	限度額	担当課
地費		道負		約	一般国道355号、石岡市東成井の東成井 跨線橋の地方道路整備に係る費用負担に ついて、東日本旅客鉄道株式会社水戸支 社長と契約を締結する。	自至	令和5 令和7		1, 100, 000千円	道路建設課
地費	方用	道負		約	主要地方道常陸那珂港山方線、東海村東海地内の東海橋外2箇所の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自至	令和5 令和6	,	290, 000千円	道路維持課
地費	方用	道負		約	一般国道293号、常陸大宮市東野地内の 東野陸橋の橋梁補修に係る費用負担につ いて、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 長と契約を締結する。	12	令和5年	三度	70,000千円	道路維持課

第16号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事項	事 業 内 容	期間	限度額	担当課
茨城港常陸那珂港区機能施設整備工事請負契約	次城商品座加圳商区の何牧機械登開に除る工事連名初始な焼はよる	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000,000千円	港湾課

第22号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期間	限度額	担当課
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道の処理場整備 に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	500,000千円	下水道課
鹿島臨海都市計画 下水道工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道の処理場整備 に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	300,000千円	

第23号議案 令和4年度茨城県流域下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期間	限度額	担当課
霞 ケ 浦 常 南 流 域下水道工事請負契約		令和5年度	273, 350千円	
霞 ケ 浦 湖 北 流 域下水道工事請負契約	霞ケ浦湖北流域下水道の処理場整備に 係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	1,511,272千円	
那 珂 久 慈 流 域下水道工事請負契約	那珂久慈流域下水道の処理場整備に係 る工事請負契約を締結する。	令和5年度	263, 790千円	下水道課
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	鬼怒小貝流域下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	566, 036千円	
那珂久慈ブロック 広 域 汚 泥 処 理 工 事 請 負 契 約	那珂久慈ブロック広域汚泥処理の処理場 整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	1,821,556千円	

令和4年度地方債一覧(当初予算)

土木部

第4号議案 令和4年度茨城県一般会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河 川 事 業	千円 13,006,500			
海岸整備事業	157,700			
砂 防 事 業	128,000			
急傾斜地崩壊対策事業	68,700			
港湾整備事業	1,079,200			
道路橋梁整備事業	25,731,000	 債券発行又は		
街 路 事 業	185,500	普通貸借 (他の地方公共	年利5.0パーセ ント以内	
公営住宅建設事業	774,700	団体との共同発 行を含む。発行	(ただし、利率見 直し方式で借り	
過年補助災害復旧事業	16,000	価格が額面金額 を下回るときは、	入れる資金について、利率見直	│30年以内 │(据置期間を含む。)
現年補助災害復旧事業	164,600	それぞれの発行 価格差減額をう	しを行った後に おいては、当該	
過年直轄災害復旧事業	90,000	めるために必要 な金額を加えた	見直し後の利 率)	
現年直轄災害復旧事業	14,700	金額)		
単独災害復旧事業	173,300			
公 園 事 業	556,000			
防災対策事業	430,500			
合 併 特 例 事 業	1,148,000			
地方道路等整備事業	740,700			
緊急防災・減災事業	281,600			
## 	44,746,700			

第16号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計予算

	起	債の	り目	的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港	湾	整	備	事	業	千円 4,242,000	債券発行又 は普通貸借	年利5.0パーセ ント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第22号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算(企業債)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
鹿島臨海都市計画下 水 道 事 業	千円	債券発行又	年利5.0パーセ	40年以内
	939,500	は普通貸借	ント以内	(据置期間を含む。)

第23号議案 令和4年度茨城県流域下水道事業会計予算 (企業債)

	起債	の	目自	内		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流	域 下	水	道	事	業	千円 1,215,100	債券発行又 は普通貸借	年利5.0パーセ ント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第39号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

都市整備課

1 改正の理由・根拠

洞峰公園において、令和4年度から公募設置管理制度(パーク PFI)による管理運営を導入することに伴い、所要の改正をしようとするもの。

2 改正の目的

同上

3 背景・必要性

平成29年度に都市公園法が改正され、公募設置管理制度(パークPFI)が創設されたことを踏まえ、本県においても、当該制度を活用して民間活力を導入し、都市公園の質の向上や利用者の利便性の向上を図る必要がある。

4 内容

選定事業者の事業計画に基づき、野球場の敷地をパーク PFI による公募対象公園施設等に転用するため、洞峰公園の野球場に係る規定を削除する。

5 効果・影響

パーク PFI を活用した民間活力の導入により、公園のより一層の魅力向上や来園者へのサービス向上が期待できるとともに、公園の維持管理費も縮減される。

6 施行日

令和4年4月1日

茨城県都市公園条例新旧対照表

76年

(有料公園区域及び有料公園施設)

別表第1(第7条関係)

(1) 略

(2) 有料公園施設

都市公園名	有料公園施設名
(省略)	(省略)
洞峰公園	陸上競技場, テニスコート, 体育館 , 屋内水泳プール, 会議室, 駐車場
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

別表第 3(第 15 条の 8, 第 15 条の 12 関係)

(1) 略

(2) 有料公園施設を利用する場合

ア 普通利用料金

その1 略

その2

都市公園名\	有公施名	ア	゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚	チュ	アフ	<u> </u>	目ア	利的マー物・とラン	こし	なりアフ	\	興 行 及 び 営 利・宣伝を目的 とする催物						有百么日本
区分]体》 料: 位	利用 金 円		個人利用		体系 単位		料金 円)	Ĩ		体利		料金 円)	2.1		1
			間分	₹.	1 時間	州金(民	宇間[区分		1時間	탡	f間[区分		1時間		
		8時30分から12時まで	12時から17時まで	分から17	間までごとに	、単位 円、	8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	画までごとに	8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	亘までいとい		
(省略)	(省略)																	
(省略)	(省略)																	(
洞峰公園	上技	3 ,6 0 0	4 4 6 0	7 ,4 0 0	1,090	2時間までごとに1人につき90	1 0 , 8 9 0	1 3 , 2 9 0		2 2 , 0 0 0	3 ,1 7 0	3 6 , 9 3 0	4 4 5 4 0		7 3 , 7 4 0	1 0 ,6 7 0		

現行

(有料公園区域及び有料公園施設)

別表第1(第7条関係)

(1) 略

(2) 有料公園施設

都市公園名	有料公園施設名
(省略)	(省略)
洞峰公園	陸上競技場,テニスコート,体 育館 <mark>,野球場</mark> ,屋内水泳プール, 会議室,駐車場
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

別表第 3(第 15 条の 8, 第 15 条の 12 関係)

(1) 略

(2) 有料公園施設を利用する場合

ア 普通利用料金

その1 略

その2

	-C V) Z															
都市公園名\区分	有公施名	アマチュアスポーツ					的マ	利とチー物	なった。	いア	アス	興 行 及 び 営 利・宣伝を目的 とする催物				
区分]体》 料: 单位	利用 金 円		個人利用		体系 単位			Asi			刊用 立		Ž
			間 分	ζ	1 時間	料金(出	計間!	区分		1 時間	眊	計間!	区分	•	1 時間
		8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	豆 まで ごと に	、単位 円)	8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	豆米 どい とと	8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	間までごとい
(省略)	(省略)															
(省略)	(省略)															
洞峰公園	陸競場	3,6000	4 , 4 6 0	7 , 4 0 0	1 ,0 9 0	2時間までごとに1人につき90	1 0 , 8 9 0	1 3 , 2 9 0		2 2 , 0 0 0	3 ,1 7 0	3 6 , 9 3 0	4 4 7 5 4 0		7 3 , 7 4 0	1 0 , 6 7 0

- 11 -

第42号議案 霞ケ浦常南、霞ケ浦湖北、霞ケ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、 鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関 係市町村の負担額について

下 水 道 課

1 提出理由

令和4年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額 について、定めようとするものである。

2 根拠法令

・下水道法第31条の2

(要旨)

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第31条の2第1項に基づき、その市町 村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができ る。

負担額は、同条第2項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議 決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

(負担額等一覧)

流域下水道名	負担額(千円)	関係市町村
霞ケ浦常南	2, 373, 857	龍ケ崎市外5市町
霞ケ浦湖北	2, 110, 240	土浦市外4市町
霞ケ浦水郷	321, 035	潮来市外1市
那珂久慈	9 991 690	水戸市外8市町村、
加珂久总	2, 231, 689	ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	392, 964	古河市外2市町
鬼怒小貝	423, 370	下妻市外3市町
小貝川東部	353, 094	下妻市外3市
計	8, 206, 249	

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

資料 6

令和4年第1回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 4 年度土木部主要事業等

令和4年3月15日

土 木 部

目 次

	令₹	1 4	年	度	建	設	業	関	連	施	策	(監	理	課)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	用均	也取	得	体	制	の	整	備	(用	地	課)	•			•	•	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•		•	•	•		4
•	公共	も 用	地	の	取	得	推	進	(用	地	課)	•			•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		5
•	Γξ	建設	業	の	担	い	手	確	保		育	成	J	に	向	け	た	主	な	取	組	み	(検	査	指	導	課)	•	•	•	•		•	•	•		6
•	高規	見格	幹	線	道	路	の	整	備	促	進	(道	路	建	設	課)		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		7
•	国衫	甫道	路	整	備	事	業	(道	路	建	設	課)			•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		8
•	国衫	甫道	路	維	持	事	業	(道	路	維	持	課)			•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		õ
	長剰	手 命	化	対	策	事	業	(道	路	維	持	課)			•	•	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•		•	•	•	1	C
•	流均	或 治	水	に	基	づ	<	防	災	•	減	災	事	業	(河	JI]	課)	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•		•	•	•	1	1
•	令 禾	1 4	年	度	港	湾	課	の	主	要	事	業	等	(港	湾	課)	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•		•	•	•	1	2
	令 禾	1 4	年	度	営	繕	課	の	主	要	事	業	等	(営	繕	課)	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•		•	•	•	1	3
•	都下	节計	画	の	定	期	見	直	L	(都	市	計	画	課)	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
•	偕犭	集園	魅	力	向	上	等	推	進	事	業	(都	市	整	備	課)		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	湖河	召 水	質	浄	化	下	水	道	接	続	支	援	事	業	費	(下	水	道	課)	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
•	建多	築 物	等	震	災	対	策	事	業	•	大	規	模	建	築	物	等	耐	震	化	支	援	事	業	(建	築	指	導	課)	•	•	•	•	•	•	1	7
	県宮	営住	宅	の	整	備	(住	宅	課)																											1	8

令和4年度建設業関連施策(建設業法等施行関連)

建設業許可・経営事項審査の実施

■ 建設業の許可

・建設業法に基づき、建設業を営もうとする者に対し、建設工事の種類ごとに建設業の許可を行う。

■ 経営事項審査

・建設業法に基づき、公共工事の入札に参加しようとする建設業者に対し 経営等に関する審査を行う。

入札・契約制度の適正な運用

■ 入札・契約制度

・公正、透明な入札・契約制度の推進や工事品質の確保、地域のインフラ 維持、災害対応の担い手たる県内建設業者の育成等を図るため、入札・ 契約制度の適正な運用に努める。

■ 入札参加資格審査(格付)

・建設業者の規模や施工能力等に応じた入札が行われるよう、入札参加資格の審査において、経営力、技術力及び社会貢献等を評価し、格付を行う。

■ ダンピング対策

・最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を活用し、ダンピング受注の 防止を図る。

■ 入札監視委員会による審議

・外部有識者で構成する入札監視委員会を設置し、入札・契約の過程や契 約内容等を審議することにより、透明性の確保に努める。

建設業者の法令遵守への取組

■ 建設業経営者研修会の開催

・法令等の遵守事項や制度改正等について周知を図るため、県内建設業者を対象に(一社)茨城県建設業協会との共催により研修会を開催する。

■ 監督処分の実施

・建設業法に基づき、法令違反などを行った建設業者に対し、営業の停止等の監督処分を行う。

県内建設業の振興

■ 県内建設業者の受注機会の確保

・県内建設業者が施工可能な工事は、県内建設業者への発注を原則とするとともに、技術的難易度の高い工事等についても、JV制度を活用し、県内建設業者の参画機会の確保に努める。

■ 建設業者の資金繰りの支援

・工事代金立替制度を実施する茨城県建設業協同組合に対し資金を貸付 し、建設業者の資金繰りを支援する。

■ 建設業者の経営支援

・担い手の確保・育成や働き方改革など、建設業者の経営を支援するため、建設業の課題をテーマとしたセミナー(建設業活性化フォーラム)を開催する。

建設工事に係る紛争処理

|■ 建設工事に係る紛争解決の支援

・建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、茨城県建設工事紛争審査会においてその処理に当たる。

1. 目 的

用地取得体制を整備することにより用地取得における各種課題を解決し、公共用地の適正かつ迅速な取得の推進を図る。

2. 課題

① 社会状況の変化による地権者の権利意識 の高揚等に伴う用地交渉の複雑化・困難化へ の対応

② 通常事業に加え、新たな防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策等への対応

③ よりスムーズな用地事務を執行するための制度改善要望等への対応

3. 具体的な取組

- ① 用地職員の資質の向上
 - ○実務的かつ専門的内容の研修会等の実施
 - •基礎研修(初任者研修)
 - •実務研修(用地補償研修会等)
 - •専門研修(補償問題研究会)
 - ○用地補償に関する実効性のある指導助言
- ② 用地業務の外部委託の推進
 - ○公共嘱託登記司法書士・土地家屋調査士協会の活用
 - ○地元市町村との連携
 - ○補償コンサルタントの活用
- ③用地事務関係制度の改善要望と活用
 - ○多数共有地解消のための制度改善要望
 - ○所有者不明土地における各種制度の活用 (財産管理人制度、認可地縁団体制度、土地収用制度の特例等)

公共用地の取得推進

用地課

用地取得の進捗管理の徹底

【土木部用地取得推進調整会議】

部内関係各課・事務所等を招集・開催(年2回)

- 1「用地事務状況調査」の報告
- 2 「用地取得強化路線」の指定
- 3「用地取得困難箇所」の指定
- 4 「用地取得重点箇所」の指定
- 5 指定された路線等の
- ① 継続的な進捗管理
- ② 対応策
- ③ 収用手続きへの移行

等を協議

土地収用制度の活用

【土地収用法に基づく収用手続き】

用地取得重点箇所の

- 1 事業認定申請手続きの開始
- 2 収用裁決申請手続きの開始

具体的な取組

【用地事務状況調査】

土木事務所等からの聞取り調査を実施(年3回)

- 1 用地交渉を集中的に実施すべき路線
- 2 用地交渉が難航している案件
- 3 多数共有地の処理の状況

等を把握

【用地取得強化路線】

「防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策」やプロジェクト事業、市町村から整備促進要望のある幹線道路等について、集中的な用地交渉を実施

【用地取得困難箇所】

事業反対、権利輻輳、高額補償要求等により 用地交渉が難航している案件について、具体 的な対応策を検討しながら交渉を継続



【用地取得重点箇所】

供用開始を急ぐ路線において、残地権者がわずかで、その用地交渉が難航している場合等に、土地収用制度の活用を準備しながら、重点的に用地交渉を実施

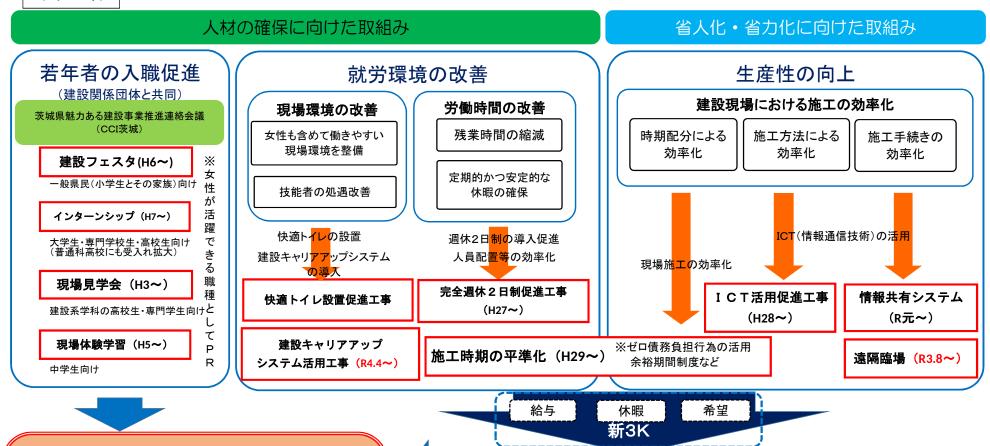
茨城県土木部における「建設業の担い手確保・育成」に向けた主な取組み

背 景

~ 働き方改革の促進による建設業の魅力向上 ~

建設業就業者の高齢化に伴う大量離職等により就業者不足が見込まれていることから、将来にわたり、インフラの整備・維持管理とその品質確保、 災害対応など地域の安全・安心を継続的に確保するため、建設業の担い手確保・育成が重要な課題となっている。

取組内容



担い手の確保・育成

建設業の魅力度向上

高規格幹線道路の整備促進

【県内の高規格幹線道路の整備概要】

◆首都圏中央連絡自動車道(圏央道)

	区間	延長	開通状況
埼玉県境	~ 千葉県境	約71km	開通済み (4車線化事業中)
	計	約71km	

※4車線化について、R4年度から順次供用する見込み。

◆東関東自動車道水戸線(東関道水戸線)

	区間	延長	開通状況
千葉県境	~ 潮来区	約2km	開通済み
潮来IC	~ 鉾田IC	約31km	未開通(事業中)
鉾田IC	~ 茨城町JCT	約18km	開通済み
	計	約51km	

※潮来IC~鉾田ICについて、R7~8年度に全線開通する見込み。

◆スマートインターチェンジ

事業中

- ・(仮称)つくばスマートIC(圏央道)・(仮称)つくばみらいスマートIC(常磐道)
- ・(仮称)笠間PAスマートIC(北関東道)

R3準備段階調査箇所選定

・(仮称)千代田PAスマートIC(常磐道)



国補道路整備事業 (地方道路整備費)

十木部道路建設課

R4予算額 23.485.999千円

「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための道路整備を重点的に推進し、住みよくて、魅力あふれる 茨城を目指します。

「新しい安心安全」

災害に強い県土

国土強靭化に資する緊急輸送道路等の ネットワークの整備

- ・国道118号那珂大宮バイパス
- ·国道125号美浦阿見拡幅
- (主) 常陸那珂港山方線 (水戸外環状道路) ほか

国道125号美浦阿見拡幅



緊急輸送道路等のネットワーク機能を確保 するため、老朽化した橋梁の計画的な更新

- ・国道123号那珂川大橋
- 国道355号宍戸橋
- (主) 筑西つくば線(養蚕橋) ほか

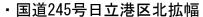
(主) 筑西つくば線(養蚕橋)



「新しい夢・希望」

活力を生むインフラと住み続けたくなるまち

陸・海・空の交通拠点をネットワーク化する 広域的な幹線道路の整備



- 国道294号常総立体
- 野田牛久線(都市軸道路) ほか

野田牛久線 (都市軸道路)

企業立地の促進を図る高速道路ICアクセス 道路整備

- ・国道354号境岩井・古河境バイパス
- ・ (主) 土浦竜ヶ崎線
- (主) 結城坂東線 ほか

国道354号境岩井バイパス



都市地域間の連携を強化する広域的な幹線 道整備

- ・国道354号谷田部バイパス
- · 国道355号石岡岩間拡幅
- ・(主)筑西三和線(筑西幹線道路) ほか

(主)筑西三和線(筑西幹線道路)



十木部道路維持課

国補道路維持事業 (地方道路整備費)

R4当初予算額 9,010,017千円

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策や、橋梁の耐震化や道路法面・冠水対策、無電柱化などの 防災・減災対策、長寿命化計画に基づく道路の老朽化対策を実施する。

交诵安全対策

【交通安全】 大和田羽生線(小美玉市)外







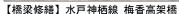
【交通安全】大和田羽生線

道路の老朽化対策

水戸神栖線 梅香高架橋(水戸市)外 【橋梁修繕】

【路面再生】 奥野谷知手線(神栖市)外







【路面再生】奥野谷知手線

道路の防災・減災対策

【橋梁耐震化】 国道408号 長豊橋(河内町)外 【無電柱化】 平友部停車場線(笠間市)外 【法面・冠水】 日立いわき線(日立市)外





【橋梁耐震化】国道408号長豊橋



【無電柱化】平友部停車場線



十木部道路維持課

長寿命化対策事業(県単公共)道路

R4当初予算額 3,088,151千円

定期点検の結果、早期の修繕が必要とされた道路施設について、速やかに対策を講じるとともに、修繕計画に基づき予防保全型の修繕を実施し、道路利用者の安全性及び快適性を確保する。

①橋梁

【現状と課題】

県が管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、 今後急速に老朽化が進み、大規模な修繕や更新が同時期に集中して 維持管理費用の増大が懸念されることから、橋梁長寿命化修繕計画 に基づく予防保全型の修繕を進め、費用の縮減や予算の平準化を図 る必要がある。

【事業内容】

事業費:452.500千円

事業内容:橋梁補修(塗装塗替え、高欄取替など) 実施箇所:国道293号 高井橋(常陸太田市)

外8橋

高欄取替

施工前



施工後



2 舗装

【現状と課題】

県が管理する約4,200kmの道路は、産業活動や県民の生活に重要な役割を担っており、安全性・快適性の向上が求められる。 昨今の厳しい財政事情のなか、道路舗装を適切に維持管理するためには、舗装維持修繕計画に基づく予防保全型の修繕を行い、メンテナンスサイクルの構築によるライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

【事業内容】

事業費:2,635,651千円

事業内容:舗装修繕

実施箇所:国道118号(大子町)

水戸鉾田佐原線(鉾田市) 外123箇所

舗装打換え

施工前

施工後





流域治水に基づく防災・減災事業 (国補公共)

R4予算額 6,307 百万円

【事業目的】

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえ、流域全体であらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づく治水対策などの 防災・減災対策を「防災・減災、国土強靭化5か年加速化対策」の予算なども活用しながら、より一層加速化する。

主な事業内容

区分	整備内容			R4年度
		箇所数	事業費(百万円)	主な事業箇所
河川事業	掘削、築堤、調節池整備など	30河川	5, 379	桜川、涸沼川、中丸川、女沼川ほか
ダム事業	設備更新など	1箇所	97	花貫ダム
急傾斜·砂防事業	急傾斜地整備など	11箇所	529	弁財天2地区、鍬柄平沢ほか
海岸事業	養浜など	10箇所	302	鹿嶋海岸、磯浜海岸ほか



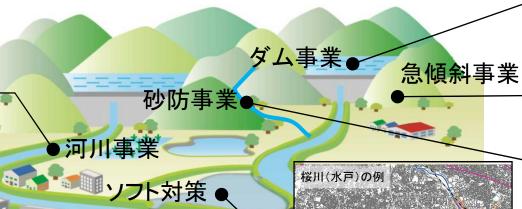
設備更新:花貫ダム(高萩市)



バイパス水路整備:桜川(水戸市)



養浜:鹿嶋海岸(鹿嶋市)



中小河川の浸水想定区域図策定



法面对策: 弁才天2地区(小美玉市)



|流路整備:鍬柄平沢(常陸太田市)

令和4年度 港湾課の主要事業について

R4当初予算額 4,300 百万円

【事業目的】

- ・大規模災害に対する港湾施設、港湾海岸の防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図る。
- ・定期点検等により劣化が著しいと診断され、早期修繕が必要な港湾施設の老朽化対策を集中的に実施する。
- ・地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備を推進する。

主な事業内容

エヴァネバル								
区分	整備内容		R 4 ⁴	R 4 年度(百万円)主な事業箇所3 9 3茨城港大洗港区、鹿島港				
区分	金加、八谷	箇所数	事業費(百万円)	主な事業箇所				
国補統合補助事業費	防舷材取替、埋没浚渫など	2箇所	3 9 3	茨城港大洗港区、鹿島港				
津波・高潮対策事業費	防潮堤整備	1 箇所	1 1 5	常陸那珂港海岸				
県単港湾維持改良費	維持浚渫、日常管理	4箇所	3 5 2	茨城港各港区、鹿島港				
港湾直轄事業負担金	常陸那珂:防波堤(東)、岸壁 鹿島:防波堤(南・中央)、岸壁	2箇所	9 4 0	茨城港常陸那珂港区、鹿島港				
災害港湾施設復旧費	災害対応		6 1					
公共事業費計			1, 861					
特会港湾建設費	ふ頭用地整備、荷役機械更新など	2箇所	2, 439	茨城港常陸那珂港区、鹿島港				
特会事業費計			2, 439					
港湾建設費計			4, 300					











営 繕 課

北茨城市

① 県立あすなろの郷建替工事実施設計

令和4年度 営繕課の主要事業等について

1 工事件数及び工事額等の推移(直近5ヶ年)

·												
			設計等									
			件数		ユ	件数	委託額					
		一般	学校 計		一般	学校	計	计数	(百万円)			
H30		108	117	225	3,403	2,381	5,784	184	357			
R 1		86	114	200	3,993	1,750	5,743	186	219			
R 2		86	96	182	2,450	2,178	4,628	251	240			
R 3		101	111	212	4,094	4,008	8,102	283	578			
R 4 計 R3繰		78	77	155	4,428	6,458	10,886	224	764			
		16	19	35	1,096	1,218	2,314	22	51			
	R 4	62	58	120	3,332	5,240	8,572	202	713			

注)「一般」は知事部局等所管分、「学校」は教育庁所管分 H30~R2は決算額、R3は決算見込額(R4.2末時点)、R4は予算(依頼)額 繰越・債務工事の件数は複数年度に重複計上、工事額は年度所属金を振り分けて計上

2 主な工事等の内容

区分	工事等名	工事場所	工事概要	予算
	① 県立あすなろの郷 建替工事実施設計	水戸市	施設の建替えに伴う実施設計業 務	R4当初
般	② りんりんロード筑波休憩所 改築工事	つくば市	サイクリングの拠点として利便性 の充実を図るため休憩所を改築	R4当初
	③ カシマサッカースタジアム 屋根鉄骨修繕工事(第10期)	鹿嶋市	屋根鉄骨部(屋根面積約600㎡) の修繕	R4当初
学校	④ 県立高校等 長寿命化改修工事(15校)	日立市 他	校舎、屋内運動場等の大規模改 修(予防保全、機能改善)	R4当初
等	⑤ つくば工科高校 他1校 高校改編に伴う改修工事	つくば市 他	既存教室の改修による実習室等 の整備	R4当初

④ 県立高校等長寿命化改修工事

多賀高 (屋内運動場) 水戸第一高 (屋内運動場) (管理教室棟) 鉾田第一高 土浦第一高 (特別教室棟) 水戸商業高 (管理教室棟) (管理教室棟) 水戸南高 笠間高 (屋内運動場) 麻生高 (管理教室棟) 波崎高 (電気実習棟) (管理棟) 下館第二高 結城第二高 (管理教室棟) 境高 (屋内運動場) 盲学校 (屋内運動場) 霞ヶ浦聾学校 (管理・教室棟) 友部特別支援学校 (小学部棟・寄宿舎棟)

⑤ つくば工科高校他1校高校改編に伴う改修工事

つくば工科高 (R5「サイエンス専科高校」に改編) 友部高 (R5「IT専科高校」に改編) 高萩市
日立市
常陸大宮市
常陸太田市
北城里町
那河市 東海村
登間市
交城町 大洗町
石岡市
小美玉市

大子町

五霞町 境町 常総市 土浦市 つくば市 かすみかうら市

古河市 八千代町

② りんりんロード筑波休憩所 改築工事

利根町 河内町

③ カシマサッカースタシ・アム屋根鉄骨修繕工事(第10期)

都市計画の定期見直し

都市をめぐる社会経済情勢の変化などを踏まえ、概ね5年ごとに 実施している都市計画基礎調査の結果等をもとに、都市計画区域の 将来像とその実現に向けた都市計画の方針を示す<u>都市計画区域マス</u> タープラン(区域マス)と市街化区域の見直しを行う。

〈第9回定期見直し〉

- ・R2~4年度 都市計画基礎調査の実施(県及び44市町村)
- ・R5~6 調査結果の集計・解析、区域マス等の見直し案検討
- ・Rフ 都市計画変更手続き(区域マス及び市街化区域の見直し)
- ※定期見直し以外でも、市街化区域については、随時、関係機関との 協議が整った地区について手続きを進め、編入を行う

【参考】第8回定期見直し(R3年9月2日都市計画変更告示)

- ・区域マスの見直し(県内の全29都市計画区域)
- ・市街化区域への編入(計6地区(約41ha))

<目指すべき将来都市構造>

【集約と連携のまちづくり】(コンパクト+ネットワーク)

- 将来都市構造の実現に向けて、市町村が進める「コンパクトシティ」 | 形成に向けた施策を支援。
- ・立地適正化計画(コンパクトシティ実現に向けた計画)取組市町村 : 3 1 市町村 (作成済 2 7 市町村、作成中 4 市町)[R4.3.1現在]
- 都市構造再編集中支援事業(市町村事業に係る国庫補助)R4実施市町村:19市町村(23地区)

【 県内の都市計画区域 指定状況 】計29区域



偕楽園魅力向上等推進事業

R4 予算 130,000 千円

1 目的

偕楽園が日本を代表する観光拠点となるよう、公園利用者のニーズを踏まえ、歴史的景観の復元など更なる魅力向上と誘客促進に取り組んでいく。

2 事業の内容

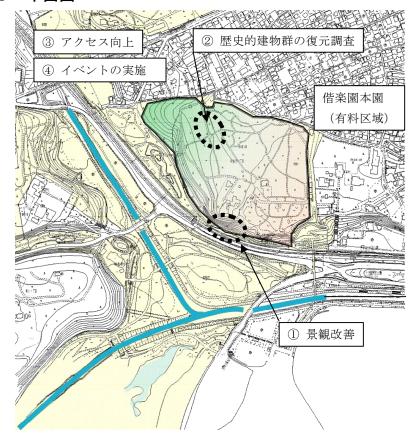
偕楽園魅力向上等推進事業 (県単公共)

- ① 景観改善 (好文亭周辺の高木処理、案内サイン整備を実施)
- ② 歴史的建物群の復元調査 (発掘等の基礎調査を実施)
- ③ アクセス向上 (表門誘導)
- ④ イベントの実施 (コト消費の充実など誘客につながるイベントの実施)

(参考) 国補公園事業(国補公共)

○トイレ改修、広場整備 など

3 平面図



湖沼水質浄化下水道接続支援事業費

R4当初予算額 150,300千円

土木部都市局下水道課

第4期森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う下水道への接続支援に対する補助を行うことにより、 霞ヶ浦流域等の生活排水対策を推進します。

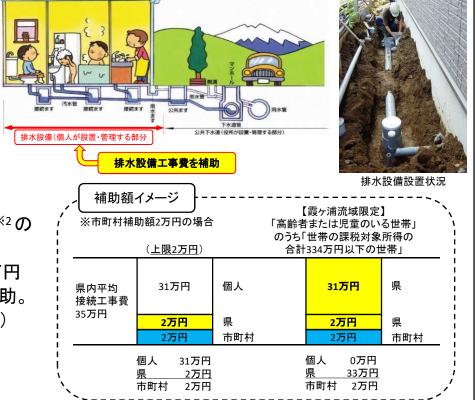
事業内容

- 〇補助対象 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内の市町村
- 〇要 件・下水道供用開始後3年以内に接続
 - ·霞ヶ浦流域限定で、供用開始後4年 以降の接続も対象
- ○補助額 ·市町村が補助する額の1/2以内を補助 (上限2万円/戸)
 - ・上記に加え、霞ヶ浦流域限定で、 「65歳以上^{※1}の高齢者または18歳未満^{※2}の 児童のいる世帯」のうち、

「世帯の課税対象所得の合計額が334万円 以下の世帯」対して、31万円を限度に補助。 接続工事費を全額補助(上限33万円/戸)

- ※1 当該年度の3月31日時点
- ※2 当該年度の4月1日時点

〇予定件数 757件(霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域)



建築物等震災対策事業

R4当初予算額 14,019千円

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進するため、耐震診断・耐震改修、ブロック塀等の安全対策(除却・建替)を行う場合、その費用の一部を支援します。

事業内容

- ■事業主体 市町村
- ■補助対象

昭和56年以前に建築された住宅やブロック塀等

- ■補助率等
- [例]・木造住宅の耐震診断の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4、事業者0
 - ・木造住宅の総合支援(耐震設計+耐震改修)の負担割合 国2/5、県1/5、市町村1/5、事業者1/5

【地震による被害例】



平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が 倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害 が発生。



事業効果

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進し、大地震発生時の人命等に関わるような重大な被害を低減する。

大規模建築物等 耐震化支援事業

R4当初予算:18,446千円

民間の大規模建築物等の耐震化を促進するため、耐震 診断及び耐震改修を行う場合、その費用の一部を支援し ます。

事業内容

- ■事業主体 市町村
- ■補助対象

以下に該当する昭和56年以前に建築された民間建築物

- ① 耐震改修促進法で耐震診断が義務付けされた建築物 (②③を除く)
- ② 県が指定する民間避難所等の防災拠点施設
- ③ 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の 避難路沿道建築物
- ④ 耐震改修促進法による特定建築物

■補助率等

- [例]・①の耐震診断の負担割合 国1/3、県1/6、市町村1/6、 事業者1/3
 - ・①の耐震改修の負担割合 国33.3%、県5.75%、市町村5.75%、 事業者55.2%

【耐震改修工事例】



事業効果

多数の者が利用する病院、旅館などの大規模建築物等について、 重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図り、今後予想される首都直 下地震等における被害を軽減する。

住宅課

県営住宅の整備について



